**佐賀県がん検診向上サポーター企業登録事業実施要綱**

（趣旨）

　第１条　この要綱は、がんの早期発見の推進や社会全体でのがん患者の支援に取り組むことを目的として、佐賀県（以下「県」という。）が、がん対策（肝がんの主な原因である肝炎対策も含む。）推進に積極的に取り組む企業を、がん検診向上サポーター企業（以下「サポーター企業」という。）として登録するために必要な事項を定めるものである。

（対象）

第２条　佐賀県内に本社又は支社等を持つ企業又は団体等（以下「企業等」という。）を対象とし、登録については、企業単位又は事業所単位のいずれかで行うものとする。

（登録に係る事務手続き等）

第３条　サポーター企業の受付、登録、登録の変更に係る事務は、県において行う。

２　サポーター企業の登録を希望する企業等は、事業所名、代表者名、所在地及び電話番号等を記入し、佐賀県健康福祉本部健康増進課へ持参又は郵送で届けるものとする。

３　県は、サポーター企業として登録を行った場合、登録証を交付するものとする。

４　サポーター企業は、登録した情報に変更があった場合、速やかに県へ届け出るものとす

る。

５　登録費・年会費は無料とする。

６　登録証に有効期限は設けないものとする。

（活動内容）

第４条　サポーター企業は次の各号のうち２つ以上の活動を実施する。

【教育・普及啓発活動】

①　従業員への呼びかけ

②　ポスターの掲示、チラシの配付

【活動・情報発信】

③　社内における勉強会の開催

④　社内報やホームページでがん検診等に対する情報の掲出

⑤　職域におけるがん検診実施状況調査の報告

【事業的な価値・社会的な価値の創造】

⑥　顧客への主体的情報の提供

⑦　企業方針、グループ方針としての打ち出し

⑧　企業独自の企画（受診勧奨方法、自社製品の商品化等を含め）の展開

⑨　がん患者（復帰者を含む）である従業員のがん治療への配慮

⑩　がん患者団体の活動への参加

⑪　がん患者団体の活動場所（患者サロン）の提供

（支援及び広報等）

第５条　県はサポーター企業に対し、がん予防に関する情報を提供するとともに、サポーター企業の企業等の名称及び取組内容を県ホームページ等へ掲載し、県民に広報を行う。

２　サポーター企業は、登録証の掲示及び独自の広報により、サポーター企業であることを表明することができる。

（登録情報の保護・管理）

第６条　県は、サポーター企業から提出された情報について、法令に基づき、細心の注意を払い、適正で安全な管理を行う。

　また、県は、第５条に規定する広報以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（登録の拒否又は解除）

第７条　サポーター企業が登録の解除を希望する場合は、登録解除届出を県に提出することにより、いつでも登録を解除することができる。

２　活動の実績又は所在の確認ができない企業等は、県の判断において、登録を解除することがある。

３　県はサポーター企業が目的に反するような行為、または法令及び公序良俗に反する行為を行ったと認める場合、登録を取り消すことができる。

４　当該登録について、企業等の本来の業務又は届出事項が次の各号の一に該当する場合は、登録を拒否し又は解除するものとする。

　（１）法令に違反するおそれがある場合

　（２）公序良俗に反するおそれがある場合

　（３）政治性または宗教性がある場合

（４）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア　暴力団 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

　（５）その他、県がサポーター企業として適当でないと認めた場合

（附則）

この要綱は平成２４年７月６日から施行する。

（附則）

この要綱は令和３年４月１日から施行する。